

## 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業費国庫補助要項

平成30年 4月 1日  
文化庁長官決定

### 1. 趣旨

この要項は、国宝重要文化財美術工芸品及び登録有形文化財美術工芸品を活用に適した状態に保ち、観光資源としての魅力を向上させるために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

#### 美術工芸品

##### ア 国宝・重要文化財美術工芸品

補助事業者は、重要文化財の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2若しくは法第172条の規定により国宝・重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

##### イ 登録有形文化財美術工芸品

補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

### 3. 補助対象事業

国宝・重要文化財美術工芸品、登録有形文化財美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、活用に適した状態にするための工事

### 4. 補助対象経費

#### (1) 主たる事業費

##### ア 修理工事経費

##### イ 設計料及び監理料

##### ウ 技術指導料

#### (2) その他の経費

##### 事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条

及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(2) 補助事業者が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

(3) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業については、補助対象経費の80%とする。

(別紙)

種	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業	主 (ア)修理工事経費	絵画修理経費 〇〇修理費	共 済 費 賃 金 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 工事請負費 原 材 料 費	〇 〇 保 険 修理工賃金 修理助手賃金 〇 〇 賃 金 修理用消耗品費 燃 料 費 〇 〇 費 保 管 料 火災保険料 通信運搬費 手 数 料 〇 〇 費 〇〇調査費 借料及び損料 〇 〇 損 料 請 負 費 諸 資 材 費	工事に直接必要な建物、工具等の借り上げ料 工事の一部又は全部を請負で施行する場合
	そ の 他 の 経 費	(ア)保存修理	事 務 費	旅 費 需 用 費 役 務 費 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 食糧費 通信運搬費	報告書(特に認めた場合に限り)、写真焼付等 (会議費)